

### 令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 スポーツ・国体推進部  
     スポーツ課 国体推進課 国体競技課  
 3 監査実施期間 令和 元年 7月18日から令和 元年 7月19日まで

#### 監査の結果（指摘事項）

#### 措置（具体的内容）・対応状況

##### 【スポーツ課】

(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。	
ア 需用費の支出において、多数の支払遅延。	【措置済】 令和 元年 7月20日 課員の認識不足によるものであったため、「四日市市会計規則」及び「会計事務の手引き」を再度確認し、迅速に処理を行うよう、出納員より、課員に周知徹底した。
イ 支出命令書において、検査検収日及び負担行為日の記載誤り。	【措置済】 令和 元年 7月20日 会計事務処理の補正を行うとともに、課員に周知徹底した。
ウ 見積書において、日付の不適切な記載（平成30年9月吉日と記載）。	【措置済】 令和 元年 7月20日 見積書受領時に記載内容の確認の徹底と、起案時及び決裁時における再確認を行うよう、課員に周知徹底した。
エ 請求書及び納品書において、日付の鉛筆による記載。	【措置済】 令和 元年 7月20日 請求書及び納品書受領時に記載内容の確認の徹底と、起案時及び決裁時における再確認を行うよう、課員に周知徹底した。
(2) 備品管理について 備品実査記録において、照合結果及び所属長の抽出確認日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和 元年 7月20日 照合結果及び所属長の抽出確認日を記載するとともに、課員に周知徹底した。

<p>(3) 文書管理について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 起案文書において、決裁日等必要事項の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月20日 記入漏れ箇所の確認を行い、決裁日等の補正を行った。また、決裁終了時ならびに事業終了後、必要事項の記入を速やかかつ確実にを行うよう、課員に周知徹底した。</p>
<p>イ 自動車運行日誌において、訂正印の押印漏れ及び運行目的の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月20日 自動車運行日誌について、記載漏れ箇所を確認し追記した。今後、所属長及び運転者による確認を徹底する。さらに、令和2年7月より自動車運行日誌の様式を一部変更し、運行区間と運行目的を区分する。</p>
<p>(4) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における項目のチェック漏れ及び起案者以外の者が行うべき発注時のチェック確認を起案者が行っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月20日 起案時及び決裁時に確認するよう、課員に周知徹底した。</p>

【国体推進課】

<p>(1) 支出事務について 支出命令書において、支出負担行為日の記載が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月18日 事前調査終了後直ちに、会計事務処理の補正を行うとともに、今後同様なことがないように、課員に周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 文書管理について 起案文書において、決裁日の記載が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月18日 起案文書の決裁日の記載漏れを修正するとともに、今後同様なことがないように、課員に周知徹底を図った。</p>

【国体競技課】

特になし

## 令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 監査の種類  | 定期監査及び行政監査                 |
| 2 | 監査対象   | スポーツ・国体推進部                 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和 元年 7月18日から令和 元年 7月19日まで |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【スポーツ課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日                  令和元年度については、年間360時間を超えた職員数は7名と前年度同様の結果となった。令和2年度当初に、決定した職員配置・業務分担について、所属長が各職員と面談し現状についての確認を行った。今後も時間外勤務の実績を注視し、以降の計画も踏まえうえて職員の健康に配慮していく。</p>
<p>イ 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。                  【改善事項】                  * 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日                  令和2年度については、年間360時間を超える見込みの職員数は6名であり、前年度よりも減少しているものの、依然として改善が必要な状況である。引続き時間外勤務の縮減を図り、職員の健康管理に配慮していく。</p>
<p>【 措置済 】 令和 2年 3月31日                  過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員が、平成30年度は3名いたが、令和元年度は0名であり改善している。引き続き、特定の職員に業務が集中しないように業務の進捗・勤務状況を把握し、相互協力を図っていくよう努力する。</p>	

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 定められたルールに基づいた適正な事務の執行について、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」や、「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用することについて、課内で徹底を図った。引き続き事務能力の向上に努めるとともに、上位職による牽制やサポートを行っていく。</p>
<p>（１）橋北交流会館運動場の利用の周知について 所管する橋北交流会館の体育館及びグラウンドにおいて、利用方法、使用日時をホームページ、広報よっかいちに掲載しているが、平日の夕方と休日は地域優先であることが明記されていない。このことについて広く市民に周知すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 9月15日 広報よっかいちの令和元年9月下旬号に橋北交流会館運動施設の利用案内を掲載し、平日の夕方と休日は地域優先であることを明記して周知を図った。</p>
<p>（２）学校施設開放運営委託について ア 委託料は利用団体数に応じて決めているが、学校により子どもの人数の違いがあるため、クラブ活動数も違い、また地域の活動の差もあるため、実情を把握した上でより良い委託の仕方について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 学校施設開放の現在の状況の把握に努めるとともに、学校施設開放運営委託の委託料の算定方法を含め、より良い委託方法について引き続き検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 3年 3月18日 令和3年度から学校施設開放運営委員会への委託料のうち、総合型地域スポーツクラブが事務を受託している場合は人件費相当分を上乗せするよう算定方法を見直すこととした。</p>
<p>イ 教育委員会所管の事務である学校体育施設の開放に関しては補助執行に係る事務としてスポーツ課が事務を行っており、また社会教育課から執行委任を受けて会議等で使用する教室の開放も合わせて学校開放事業を行っており、統一性がなく市民に分かりにくい。スポーツ課の事務とすべきかどうかも含めて、開かれた学校づくりとしての学校開放のあるべき姿について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 学校施設開放のあるべき姿について、教育委員会と協議しながら検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月18日 学校施設開放について、スポーツ課が補助執行を受けて事務を行うべきか教育委員会と引き続き協議しているところである。</p>

ウ 学校施設開放利用料として体育館の使用は有料であり、グラウンドの使用は無料となっている。体育館は光熱費相当分の受益者負担を求めため有料とのことであるが、利用料金の適正化、公平性について検討すること。【要望事項】	【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 体育館やグラウンドなど各施設の利用料金について、適正・公平な観点で踏まえて検討していく。
	【 措置済 】 令和 3年 3月 1日 グラウンドの夜間照明についても、体育館と同様に電気代相当分の負担を利用者に求めることとした。
(3) 中央第2体育館の自動販売機設置について 中央第2体育館の2階の休憩スペースに自動販売機は2台設置しているとのことであるが、利用者に分かりにくい。市民が利用する機会の多い1階に設置できないか検討すること。【要望事項】	【 検討中 】 令和 2年 9月18日 自動販売機の設置位置について、利用者の要望等を踏まえて検討していく。
	【 措置済 】 令和 3年 3月 1日 大規模大会時のスペース確保等を考慮し引き続き2階に設置することとした。なお、1階には案内板を設置し、分かりやすいよう対応した。
(4) 運動広場及び運動施設の整備について 地区運動広場や桜運動施設テニスコート等の運動施設は老朽化により早急に修繕や改良が必要なものがみられるが、対応が遅れている状況である。利用者の声を聞きながら柔軟に修繕等の対応をすること。【改善事項】	【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 運動広場及び運動施設の整備について、利用者の要望等を踏まえ、柔軟に修繕等の対応を行うことができるよう、順次計画的に整備を進めていく。
	【 措置済 】 令和 3年 3月18日 運動広場及び運動施設の整備について、今後、計画的に整備を進めるための整備計画表を策定した。また、改修が必要になった老朽化への対応についても必要性等を検討し、整備計画表に反映していく。
(5) スポーツイベント実施事業について 総合型地域スポーツクラブのイベント実施内容はそれぞれ異なるが、スポーツイベントの開催業務委託の大半が上限の契約金額である。中には1回の講演会で使い切っている事例もある。上限額いっぱい契約する必要性はなく、地域のスポーツクラブを活性化させていく視点から、事業を精査して契約すること。【要望事項】	【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 総合型地域スポーツクラブへのイベント開催委託について、契約にあたっては総合型地域スポーツクラブの活性化とともに地域スポーツ振興にもつながるよう、委託とすべきかどうかを含め、事業のあり方についても検討していく。
	【 措置済 】 令和 3年 3月18日 令和3年度から総合型地域スポーツクラブへのイベント開催委託を廃止し、新たに地域スポーツの活性化に資するイベントの開催事業費を補助する事業を設けた。

<p>(6) 職員の適正な配置について          ア 新たな施設整備や行事により、時間外勤務が多く生じているとのことであるが、業務の効率化にも限界があるため、職員の健康を損ねることのないよう、人事課に業務量に応じた増員の要求をすること。その際には業務内容と事務処理時間をデータにし、目に見えるようにすることで人員不足を説明できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          令和2年度、総合体育館管理室に3名、振興係にハーフマラソン担当として1名の増員が行われた。今後も、職員の業務内容と事務処理時間を明確にし、職員の健康に配慮していく。</p>
<p>イ 前回の監査でも改善を促しているが、工事の設計には専門的な知識が必要であるので、原課契約工事事務取扱要領に則って事務を行っているものの、工事現場や施工した施設で事故が起これば発注元の四日市市の責任となるため、専門的な知識を有する技師を配置することについて、引き続き要求していくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          令和2年度より技師1名が配置された。原課契約工事については、決裁ルートに技師を入れることとし、確認を確実にすることとした。</p>
<p>(7) 事務引継ぎについて          ア 前回の監査において指摘されている内部事務処理に関する事項の対応状況について、マニュアルでチェックする等となっているが、職員の異動により同じようなことが繰り返されているので、基本的な部分をしっかり引き継いで、市民から信頼される事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          令和2年度当初の異動に伴う事務の引継ぎを、遺漏なく行った。また、マニュアルでのチェック等について、課員に再度周知を行うとともに、課員及び所属長の確認を徹底し、確実な事務処理を行う。</p>
<p>イ 中央フットボール場整備工事の特記仕様書の中のフットボール場（ロングパイル人工芝）工事における保証期間等の免責事項に「人工芝に著しい損傷を与える可能性のある金属製スパイクシューズを使用した場合」と記載されている。この件については工事監査の際に注意喚起をしているが引継ぎがされていない。事前の使用申込み等の際に人工芝に著しい損傷を与える可能性のある金属製スパイクシューズを使用しないよう、窓口に掲示する等利用者への十分な周知を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月20日          「ラグビー用、サッカー用、アメリカンフットボール用以外の金属製金具がついたシューズのご利用は禁止です。」と記した注意事項の掲示を行い、利用者への周知を行った。</p>
<p>ウ 消費税率の改定に伴う四日市市運動施設と四日市ドームの利用料金に係る条例改正の不備により利用料金の誤徴収があったということであるが、消費税相当額の取扱いについての基本的な事項の確認が適切に行われていないことも一因と考えられる。事務処理における初歩的なミスが発生しないよう真剣に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日          今回の条例改正の不備について、今後同様なことがないよう、課員に周知を行った。また、初歩的なミスを防ぐため、起案者がチェックを行うことに加え、上位職のダブルチェックを徹底し、再発防止を図った。</p>

<p>(8) 予算流用について          予算執行において多くの流用が見受けられた。予算流用は予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものである。今後は予算積算の精度を上げ、流用は最小限に止め、安易な流用は厳に慎むこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日          予算要求時の予算積算の精度を上げ、流用を最小限にするよう努める。また、流用を行う際には、必要性及び緊急性を十分に検討し流用は最小限とする。</p>
<p>(9) スポーツの在り方について          ア スポーツ推進における予算は多額であり、財源として多くの税金が投入されている。市民全体としてそれだけのニーズがあるのか、多くの市民、幅広い年代を視野に入れた上で、事業の在り方について再考すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日          スポーツ事業の在り方について、多くの市民、幅広い年代を視野に入れ、検討していく。</p>
<p>イ 高齢者に特化した事業を行っておらず、各地域に十分に運動ができるような整備もされていない。高齢者にニーズのあるスポーツを調査、発掘し、各地域に運動ができる環境を整えること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日          令和3年度に予定しているスポーツ推進基本計画策定にあたり、多くの市民、幅広い年代の方々へのアンケート等を実施し、ニーズの把握に努めるとともに、今後のスポーツ振興についての在り方を検討する。</p>
<p>(10) プロ野球ウエスタンリーグの誘致について          ア プロスポーツを四日市でということプロ野球を誘致し、補助金を支出しているが、興行的なものの開催に係る赤字を補てんすることの合理性や市民の公共に資するところがあるのか、十分に検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日          高齢者が運動ができる環境を整えるべく、令和3年度の四日市市総合体育館で行うスポーツ教室において、高齢者に特化した教室を行う予定である。</p>
<p>イ 市民にプロの技術やプレーを見てもらうためにプロスポーツを誘致しているが、市の施設がプロのゲームを行う基準を満たしていないため、誘致するのであれば、基準を満たすような施設整備についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 4月 1日          ウエスタンリーグの開催にかかる補助については、「見るスポーツ」というスポーツ振興の観点からも市民にとってプロスポーツが本市で見られる貴重な機会であり、補助金を交付する必要があると判断した。</p>
<p>イ 市民にプロの技術やプレーを見てもらうためにプロスポーツを誘致しているが、市の施設がプロのゲームを行う基準を満たしていないため、誘致するのであれば、基準を満たすような施設整備についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 5月29日          四日市市総合体育館をはじめとする新施設において、大規模大会やプロスポーツの開催が可能となった。これらの施設を活用し、プロスポーツの誘致を進めていく。</p>

<p>(11) 主要事業の評価について                  任務目的が市民を対象としているにもかかわらず、成果・活動指標としているスポーツイベントの参加者数及びスポーツ施設利用者数には市外の者の数も含まれていた。適切な指標を設定し、評価内容の見直しをすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日                  スポーツイベントの参加者数及びスポーツ施設利用者数について、任務目的を踏まえ、適切な指標を検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日                  調査の結果、現在のスポーツイベントやスポーツ施設利用者数の把握状況では、市内利用者と市外利用者を厳密に区分することが難しい状況であった。他市の指標設定も踏まえ、適切な指標の設定方法について、引き続き検討していく。</p>

【国体推進課】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                  ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日                  一定の時期に業務が集中し、時間外勤務が年間360時間を上回る勤務状況の職員が平成30年度は5名だったが、令和元年度は2名となった。勤務状況について改善しているが、引き続き時間外勤務の縮減を図り、職員の健康管理に配慮していく。令和3年度は、国体に向けて今後業務量は増大していくと考えられるが、適切な職員配置や業務分担により時間外勤務縮減を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日                  令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の日々変化する状況への対応等により、業務多忙となり、年間360時間を上回る勤務状況の職員数は増加する見込みだが、課全体での1人あたりの平均残業時間は昨年度より減少している。令和3年度においても引き続き、適切な職員配置や、業務内容の見直し等を行い、時間外勤務縮減を図っていく。</p>
<p>共通(2) 内部事務管理について                  事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月 4日                  内部事務管理改善のため、日々の会議等において、会計規則や文書事務の要点の周知を改めて行い、適切な事務執行に努めている。また、決裁時には、上位職によるダブルチェック等十分な確認を徹底し、牽制体制の強化を図った。</p>



<p>(1) 契約内容等の検討について ア 国体関連施設の本体工事を行う中で必要となってきた付随工事を本体工事とは別に追加して原課契約工事等で発注しているが、当初の設計からそのような工事を見込んで発注できるような方法を研究すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 今後、付随工事として発注する工事はないが、当初の設計から付随工事を見込んで発注できるような方法について、他市などに聴き取り調査をするなどして、研究していく。</p>
<p>イ 工事が集中していることもあり工事監理業務を外部委託している。安易に外部委託せず、工事の規模や監理業務の内容を十分に踏まえ、外部委託の可否を精査すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 今後、付随工事として発注する工事はないが、当初の設計から付随工事を見込んで発注できるような方法について、他市などに聴き取り調査をするなどして、研究していく。</p>
<p>ウ 原課契約工事において、異種の工事にもかかわらず、設計金額が同一であり、その金額は原課契約工事の対象となる工事金額（建築営繕工事は100万円未満、土木工事は50万円未満）の上限に近いものが複数見受けられた。工事金額が限度額と近い場合には、契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、細心の注意をもって設計を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 5月31日 工事の規模や監理業務の内容を十分に踏まえ、外部委託の可否を精査し、今後発注の工事監理については、外部委託の必要はないと判断した。</p>
<p>(2) 随意契約について 随意契約においても複数者の見積り合わせが原則であり、1者単独随意契約は競争性を排除した例外的な契約方法であることを十分に認識すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月4日 四日市市事務専決規程のほか、「原課契約工事の事務処理手続きの取扱いについて（通達）」を再確認し、発注や検査に関する事項を課員に周知した。今後契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、細心の注意を払って設計を行う。</p>
<p>(3) 施設の整備について ア 令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて中央フットボール場や四日市市総合体育館などの施設整備を行っているが、その整備に当たっては市民にとって使いやすい施設でなければならないということに留意すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月4日 随意契約においても複数者の見積り合わせを行うこと及び、1者単独随意契約は競争性を排除した例外的な契約方法であることについて課員に周知した。</p>
<p>イ 施設ごとのインシヤルコストを把握した上でランニングコストを算定し、施設の維持管理に役立てるなど、供用後の効率的な維持管理に資するような施設整備を実施すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 5月31日 令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて行っている中央フットボール場や四日市市総合体育館などの施設整備については、一般利用や大規模大会利用にも対応でき、ユニバーサルデザインにも配慮するなど、市民にとって使いやすい施設でなければならないということに留意して整備を行った。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 2年 5月31日 施設ごとのインシヤルコストを把握した上でランニングコストを算定し、施設の維持管理に役立てるなど、供用後の維持管理に資するような施設整備を行い、維持管理を行う所属に引き継いだ。</p>

<p>(4) 技術職員の業務について 当課において国体開催に向けて多くの施設整備を行っているが、技術職員が2人しか配属されておらず、当該職員の負担は大きいものと思われる。所属長は、職員の心身両面からのケアをきめ細やかに行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 令和2年4月から8月において、過労死の労災認定基準を上回る職員はいないが、引き続き、特定の職員に業務が集中することがないように、業務の平準化に取り組み、職員の健康管理及び労務管理に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月18日 令和2年4月から令和3年2月において、過労死の労災認定基準を上回る職員はいないが、引き続き、特定の職員に業務が集中することがないように、業務の進捗、勤務状況を把握し、相互協力を図ることで、職員の健康管理及び労務管理に努めていく。</p>
<p>(5) 予算の効果的な執行について 国体実行委員会総会、常任委員会、専門委員会の会場費など国体開催に向けての付随的な経費については過大とならないよう適正化して、競技に出場する選手に対する経費など国体開催の直接的な経費に予算を措置すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 令和2年度の実行委員会総会は文化会館第2ホールを会場とすることにより、新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、経費の削減に努めた。今後、国体開催に向けての付随的な経費については過大とならないよう適正化し、国体開催の直接的な経費についても検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 令和3年度の実行委員会総会も、令和2年度に引き続き文化会館を会場として行う予定をしており、新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、経費の削減に努めていく。また国体終了後に行われる後催市向けの事業説明会についても、公共施設の利用を念頭に経費を抑えた予算措置をしており、国体開催に向けての付随的な経費については引き続き過大とならないよう努めていく。</p>

【国体競技課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和２年 ９月１８日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は、平成３０年度は１名であったが、令和元年度は２名となった。一定の時期に業務が集中したためと認識しているが、職員配置や業務分担の見直しを行うなどにより、引き続き時間外勤務の縮減を図り、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 ３年 ３月１８日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員について、令和元年度の２名から、令和２年度は新型コロナウイルス感染症への対応を行ったことから、さらに増加する見込みだが、所属長による職員面談を行い、職員配置や業務分担についてヒアリングを行うことにより現状把握に努めた。また、朝礼においてノー残業デーを意識づけるなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行った。 令和３年度については、国体開催に向けて時間外勤務の増加が見込まれるところであるが、今後も時間外勤務の実績を意識し、職員配置や業務分担の見直しを行うなどにより、時間外勤務の縮減を図り、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和２年 ９月 ８日 内部事務管理改善のため、日々のミーティング等において、会計規則や文書事務の要点の周知を行い、適切な事務執行に努めている。また、決裁時には、上位職によるダブルチェック等十分な確認を行うことを徹底し、牽制体制の強化を図った。</p>